

第6次結城市総合計画 後期基本計画 策定方針

1 計画策定の趣旨

本市では、2025（令和7）年度を目標年次とする「第6次結城市総合計画（前期基本計画）」を2021（令和3）年3月に策定し、将来都市像を「みんなの想いを 未来へつなぐ 活力あふれ文化が薫るまち 結城」として、その実現のため各種施策を実施してきました。

近年においては、本格的な人口減少社会の到来による人口構造の変化、デジタル化をはじめとした技術革新の進展、新型コロナウイルス感染症対策を契機としたニューノーマル（新しい生活様式）への対応など、本市を取り巻く環境の急速な変化とともに、直面する課題は複雑多岐にわたっています。また、国際化の進展等によるダイバーシティ社会への理解促進や、多発する大規模自然災害に対する安全・安心への意識の高まりなど、市民の価値観やニーズも多様化してきています。

こうした状況に柔軟に対応しつつ、本市の将来にわたる持続可能性の確保と地域幸福度（Well-being^{ウェルビーイング}）の向上を図るためには、行政と市民との協働や産官学連携に積極的に取り組み、既存の知識や経験にとらわれない新たな行政運営が必要となります。また、生涯にわたる健康づくりや未来を担う子どもたちの無限の可能性を引き出す教育に積極的に取り組むことが必要となります。

この度、前期基本計画の計画期間が令和7年度をもって終了することに伴い、こうした時代の潮流に即しながら、本市を取り巻く課題への対応と総合的でバランスのとれたまちづくりの実現を図るため、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度の5年間を計画期間とする「第6次結城市総合計画（後期基本計画）」を策定します。

なお、本計画の策定にあたっては、前期計画に引き続き、本市の人口減少対策に資する事業を重点プロジェクトに位置付け、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体化した計画となるよう整合性を図っていきます。

2 計画の構成及び期間

総合計画は、将来にわたるまちづくりの目標を明らかにし、市が策定するすべての計画の基本となる、行政運営の基本方針を示した市の最上位計画であり、基本構想、基本計画及び実施計画の3つで構成されます。

（1）基本構想

基本構想は、結城市の将来都市像を明らかにし、その実現のための施策の大綱を定めるもので、市政運営を総合的かつ計画的に行う指針となるものです。

基本構想の期間は、2021（令和3）年度～2030（令和12）年度の10年間です。

（2）基本計画

基本計画は、基本構想を実現するための施策体系を示すとともに、各施策の方向性、達成目標、

主要事業などを明らかにするものです。

基本計画の期間は、前期基本計画が 2021（令和 3）年度～2025（令和 7）年度の 5 年間、後期基本計画が 2026（令和 8）年度～2030（令和 12）年度の 5 年間です。

（3）実施計画

基本計画に位置づけられた施策・事業を推進するため、財政的な裏付けを持たせた具体的な計画で、毎年度の事務執行の指針となるものです。

実施計画の期間は 3 年間とし、ローリング方式により毎年必要な調整を行います。

3 後期基本計画策定の考え方

基本構想に掲げる将来都市像「みんなの想いを 未来へつなぐ 活力あふれ文化が薫るまち結城」の実現を目指し、バックカスティング思考による施策立案を進めます。

（1）社会的潮流・動向の反映

後期基本計画の策定過程においては、国が掲げる「デジタル田園都市国家構想」に基づく DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進や、カーボンニュートラルやグリーンインフラをはじめとする環境への配慮、ダイバーシティやインクルージョンといった多文化共生や多様性への理解促進、大規模災害に対する防災意識といった、社会的潮流や動向を反映し取組むこととします。

具体的には、地域 DX への対応も視野に入れたリスクリングの取り組みや、魅力的な教育の展開、健康寿命の延伸を図る施策などを取り入れ、人口の減少を緩やかにし、市民のニーズに応えながら、「住みたい、住み続けたい」選ばれる自治体を目指します。

（2）多角的な視点から市民の声を反映した計画

計画の策定過程では市民を対象としたアンケートのほか、市民ワークショップや審議会等を開催し、市民の意見を広く取り入れた計画とします。

特に、次代の中心を担う 20 代から 40 代の方をはじめ幅広い世代から、課題や目的を可視化し、他者の意見を見ながら自身の意見を寄せることができる「オンラインプラットフォーム」を活用して、時間や場所にとらわれない現代の生活スタイルに合わせた意見聴取を進めます。

（3）今後を見据えた実行可能な計画

現行の前期基本計画の評価・分析を十分に行い、より効果的かつ実行可能な計画策定を目指すこととします。総括的な目標を定め、地域の抱える課題についても的確にとらえた施策体系を設定し、課題解決に取り組みます。施策体系を整理するうえでは、事業評価を踏まえた前期基本計画の分析と課題整理を行い、5 年後に留まらず、10 年後、20 年後に目指す姿を見据えながら、十分に検討し進めていくこととします。

なお、前期基本計画と同様に、計画策定の際には「結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「結城市行政改革大綱」と整合し一つの計画とすることで、各事業について横断的な視点からの推進を図り、相互に連携の取れた計画とします。

（４）市民が手に取りやすく分かりやすい計画

計画書の作成においては、幅広い年代の方が手に取りやすく、親しみのあるデザイン・レイアウトとするとともに、分かりやすい内容とすることで、一人ひとりがまちづくりに関わる当事者意識を醸成できるよう図ります。

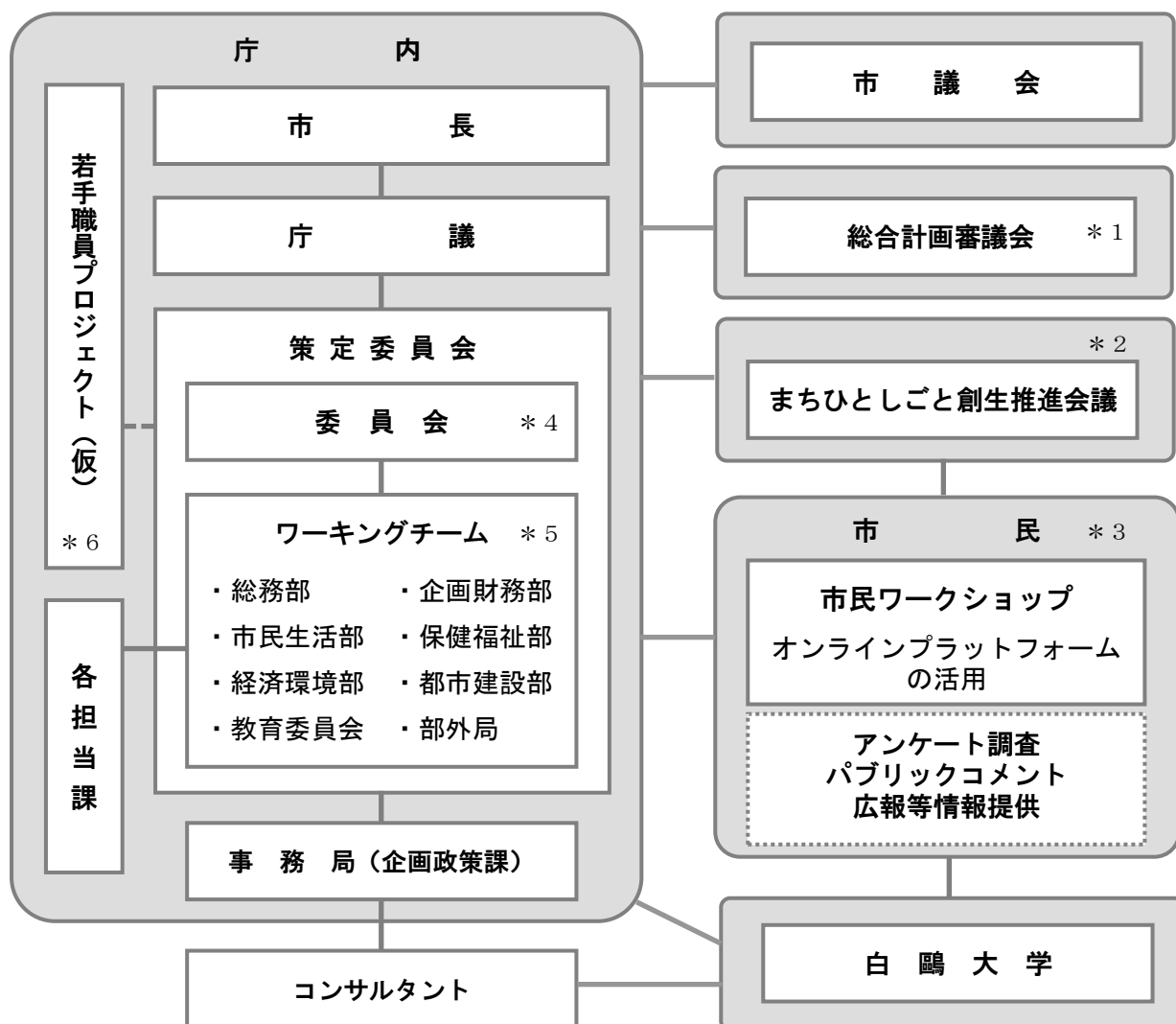
また、ダイジェスト版の作成については、次代を担う小・中学生等における学習にも活用できるよう記載内容についても配慮することとします。

4 策定体制について

計画策定に向けた庁内体制として策定委員会（委員会及びワーキングチーム）を設置し、庁内各課で前期計画の検証及び目指す姿等の意見集約を行い、全庁体制で計画づくりを進めます。

また、策定にあたっては、市民ワークショップやオンラインプラットフォームでの意見募集による「市民参加」の計画づくりを行うと共に、市議会及び総合計画審議会へ逐次報告を行い、連携を図りながら策定を進めるほか、本市との包括連携協定に基づき白鷗大学から総合的な助言・指導を仰ぎます。

■ 策定体制



【注釈】

- ※1 総合計画審議会：市議会議員、知識経験者、市民代表者で構成され、総合計画の策定その他その実施に関し必要な調査及び審議をする。
- ※2 まちひとしごと創生推進会議：総合計画の主要事業から地方創生及び人口減少対策に資するものを重点事業に位置付け、結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略として取りまとめる。
- ※3 市民ワークショップ：幅広い世代の市民の意向を計画へ反映するため、市民参加によるワークショップを開催し総合計画全般について市民目線の意見を収集する。
- ※4 策定委員会：素案・原案の審議、総合調整等を行う。（部長会議）
- ※5 ワーキングチーム：職員による適正かつ円滑な計画策定に向けて、骨子・素案の立案、検討及び各課担当課との連絡調整など、実質的作業を行う。（課長補佐・主務係長等）
- ※6 若手職員プロジェクト：市制施行 70 周年記念事業の一環として、30 代の職員を中心としたワークショップを行い、30 年後に 100 周年を迎える本市において想定される課題を整理するとともに、解決方法や目指すべき姿について検討を行う。（主任・主幹等）

5 計画の策定過程について

（１）計画策定にあたっての基礎調査

- ①本市の概況整理（社会経済情勢・関連計画・都市間比較の整理）
人口・産業動向や生活環境の変化を調査し、増減及び充実度などを把握します。
- ②現行計画の進捗状況の整理（施策評価）
事務事業評価及び施策評価を用いて、現行計画（前期基本計画）の進捗状況を整理します。
- ③市民意向調査（設計及び配布、回収、集計、分析）
市民アンケートを実施し、まちづくりに関する認識・評価及び今後の施策への要望等を把握し計画へ反映します。
- ④本市を取り巻く政策課題の整理
これまでに寄せられた地域からの要望や各種調査結果を取りまとめ、整理します。

（２）市民参加による計画策定

- ①ワークショップの実施
設定したテーマについて市民参加によるワークショップを実施し、本市が目指すべき姿を検討します。
- ②オンラインプラットフォームを活用した意見募集
市民のみならず、本市に関心のある 20 代～40 代をメインターゲットとした、多様な世代が参画しやすいオンラインプラットフォームを導入し、意見募集と策定状況の可視化を図ります。

（３）計画策定における庁内推進体制

庁内の各部局単位を基本として、課長補佐・主務係長級職員により構成されるワーキングチームを組織し、庁内各課で前期計画の検証及び施策体系等の検討を行います。

また、部長級幹部職員を中心に組織される委員会においては、ワーキングチームによる策定作業結果を再度検証しつつ計画の検討を進め、全庁体制で計画づくりを進めます。

（４）策定審議会の組織・開催と答申

各分野の代表等により組織される諮問機関である策定審議会を組織し、策定業務の進捗に併せ、意見を聴取します。

（５）後期基本計画の立案・とりまとめ

①調査票作成・ヒアリングの実施

調査票・ヒアリングシートを作成し、調査結果をとりまとめます。

②体系別基本計画の作成

基本施策ごとの現状と課題を把握したうえで基本的方針及び施策体系・施策の総括的目標（KPI）を取りまとめます。この目標値については、2015年に国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の理念や目標と、デジタル庁による地域幸福度（ウェルビーイング）指標を考慮しながら設定します。

③体系別基本計画における個別施策・目標値の検討

個別施策検討依頼シートを作成し、個別施策・主要事業などをとりまとめます。

（６）まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定

国のデジタル田園都市国家構想総合戦略に合わせ、後期基本計画との整合性を図りながら、今後5年間の人口減少対策の目標や施策を定めた計画として、「第2期結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改定し、新たに「結城市デジタル田園都市構想総合戦略（仮称）」を策定します。

（７）計画書素案に対する市民意見の聴収及び計画書作成

①パブリックコメントの対応

計画書素案を作成のうえ、市民からの意見聴収を目的としてパブリックコメントを実施します。実施の際は広く意見を求められるよう、オンラインをはじめとする多様な手法について配慮することとします。

②計画書・概要版の作成

パブリックコメントの結果や審議会の答申を踏まえ、計画書及び概要版を作成します。